

Title	資源転換の租税政策：離陸期における地租の役割
Sub Title	Tax policy for conversion of resources : the role of land tax in the period of take-off
Author	古田, 精司
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1967
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.60, No.6 (1967. 6) ,p.622(26)- 644(48)
JaLC DOI	10.14991/001.19670601-0026
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19670601-0026">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19670601-0026</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 資源轉換の租税政策

— 離陸期における地租の役割 —

古田 精司

まえがき

- 一、離陸期における開発政策
- 二、課税による開発資金の調達——モデル分析
- 三、離陸期の財政構造——明治期のパターン
- 四、わが国の地租——一つの評価

まえがき

東南アジア諸国の経済的後進性について、これまで数えきれないほど多数の診断が下されてきた。低い一人当りの実質所得、天然資源の不足、資本設備の不十分、技術的後進性、構造的低雇用、極端な所得不均等、対外負債の累積、爆発的な人口増大などの諸点について、診断の触指が主として集中していたことはよく知られているとおりである。しかし診断が一方で下されるとともに、他方では処方箋がただちに書かれ、種々の対症療法的薬剤の配合が指示されたり、ないしは成育・発展への戦略が大胆かつ綿密な構想のもとでうちだされたりした。すなわち開発政策の理論的観点は、その問題領域の多様性

に依りてそれぞれに定着され展開されているが、理論構成それ自体は、未だ一つの中核をえて体系化され定説という形をととのえているものではない。

この小論では、開発政策の主要課題である資源轉換にたいし政府の果しうる（ないしは果すべき）機能のうち、主として租税政策に論点を限定し、とりわけ離陸期における地租の果しうる役割とその限界について再評価してみることを狙いとしている。そのさいの考察の範囲と順序はつぎのとおりである。まず第一節において、離陸期における開発政策——とくに租税政策の追求すべき目標そのものについて一定の限定を加えることにしよう。これによりわれわれの議論の対象は、かなり狭い領域に一定の枠組みをもって収められるはずである。第二節では、さらに開発政策のための産業別課税方式のモデル分析に限定されることになる。したがって開発政策の一環としての租税政策は、政府資金の蓄積のための一方式としての評価をここでうるべきである。ついで第三節では、離陸期の財政構造の一例として明治期のそれをとりあげ、簡単にその特徴を列挙して今日の開発政策への示唆を汲みとることにあてられる。支出構造に対応して収入構造がどのように変容をとげうるかがここでの課題である。最後の節では、前節までの議論により導きだされた地租について、わが国の離陸期（主として明治中期）における経済発展の一原動力として、いかなる観点から再評価できるかについてとりまとめることにする。

問題の性質上、ここで選ばれた論点は、経済開発と租税政策を扱うさいに論及すべき問題点のうち、僅少の部分をカバーしているにすぎない。したがって、えられた結論もそれなりの限定をうけるべきこともあらかじめお断わりしておきたい。

## 一、離陸期における開発政策

近年、開発政策にかんする理論的関心の増大とともに、新しいアプローチ自体もいくつか「開発」されるにいたった。けれども、いかなるアプローチも、経済の成長率とその将来の構造とを対象とすることに於いてはすべて同じである。「成長」

に対象をしぼれば、開発政策は価格、雇用、貿易などの短期的変動の阻止を目的とする安定化政策とは一応区別できるであろう。もちろん短期的安定化政策がとられるならば、経済成長率や資源の利用構造にも変化が生ずるから、短期と長期の区別は、開発政策に利用しうる手段の選択がそれにより制約されるというところに着目しなければならぬ。そうだとすれば、開発政策の目的は、種々の長期的目標——とりわけ実質総所得の成長の達成を企図することにあるといつてよい。またこの観点からすれば、チェネリーにしたがって、<sup>(1)</sup>「開発政策とは投資資金(つまり公共・民間貯蓄プラス外資)、外貨、その他の資源の供給と利用方法を定める決定である」と定義することができる。

開発政策の定義づけからさらに進んで、その性格規定を行うとなれば、開発政策の目標について一定の制約を課すことが必要である。その目標がたとえ実質総所得の成長の達成におかれるとしても、副次的目標とのあいだに生ずべきならぬのディレンマについて、あらかじめしかるべき配慮を加えておかねばならない。そのディレンマとは、たとえばミントによれば、つぎの四つである。<sup>(2)</sup>

- (i) 高所得を選ぶか、それとも経済的安定性を選ぶか、
- (ii) 将来の高い成長率を選ぶか、現在の高い消費水準を選ぶか、
- (iii) 経済成長を選ぶか、経済的平等を選ぶか、
- (iv) 低開発諸国の一般大衆は、物質的な所得を高め成長率を速めることを選ぶか、自分たちの伝統的な社会的、文化的、宗教的価値および生活様式を維持することを選ぶか。

——目標の樹立にあたって、ここに例挙げたような選択は(もちろんその他の選択もありうるとして)避けることはできない。この種の選択を定式化する一方法として、政策決定者(Policy Maker)を置き、かれの目標間の限界代替率均等により、一定の主目標と副次的目標の組合せが決定されるであろう。もちろんこの方式は、開発政策の論理として形式化されたものであって、真の問題は、ミントがたとえば、<sup>(iv)</sup>について指摘しているように、低開発国の人々が「より高い物質的所得水準を享受するために、その生活様式、価値観、ならびに労働、貯蓄、家族の大きさなどの問題に対する態度を、どの程度進んで変えようとしているか」にかかっているということができよう。

ここでは、開発政策の性格をより一層狭く規定する必要から、「離陸期」にある開発政策という限定を加えている。ここでの離陸期とは、ロストウの経済成長段階説における一仮説であり、この仮説を採用する理由は、経済発展の多様性を、一回限りの、ユニークなものの特理解読というかれの狙いにメリットを認めるからにはほかならない。すなわち、段階という形で各国近代化の共通性をつかみ、それをとおして近代化の特性を各国別にパターンとしてとらえるという手法が、ここでの課題の解明に有力な役割を果してくれるからである。

離陸期における成長にかんして、ロストウの挙げた含意(ないし定義)は三つに要約されている。一つは、規模の拡大として貯蓄率・投資率が10%以上になる(これにより一人当り所得の継続的拡大がえられる)。第二は、構造の高度化として、力強い製造業部門が主導部門として伸びる。第三は、主体的態度の変化として、成長促進的な政治的・社会的枠組が確立される。以上の三点は、離陸にあたって一社会が互いに関連する条件として、すべて備えていなければならないものとして定義されている。ここではロストウがこの定義により目指したように、「生産的経済活動の規模が臨界点に達して変化をうみだし、それによって経済と、経済がその一部をなす社会とにおいて、巨大な進歩的構造変形がもたらされるような時期を分離すること」<sup>(3)</sup>、<sup>(3)</sup>「ここでは成功したとみなすことにしよう。一言にしていえば、growth minded な目標がこの時期においては追求されるという仮説の重視である。

果して「離陸期」という時期の分離が、ここで成功したかどうかは当面の問題とはならない。われわれの目的はもっと限定されたものである。すなわち、離陸期の定義からして、この時期にとられるべき開発政策の性格、したがってまた目標も、いちじるしく狭い範囲に求めることができよう。さきにミントがあげた開発政策のディレンマについても、離陸期の開発政策の特質がもしも growth minded であるとすれば、選択のウェイトは一義的に決定されることになる。経済的安定性よりも高所得が選ばれ、現在の高い消費水準よりも将来の高い所得成長率が選ばれるであろう。また経済的平等と経済成長

とが衝突するばあいには、後者の追求が優先されるであろう。同じく、伝統的な価値および生活様式よりも、物質的な所得を高め成長率を速めることに選択が傾むくことになるであろう。

開発政策の目標をこのように単純化することには数多の異論が予想できる。開発政策の目標は一般に多岐にわたり、たとえば高い所得成長率といった量的目標と、地域間の所得分布の是正といったような質的目標とを同時に追求するというケースがまれではない。したがって、開発政策の経済モデルはそれだけ複雑化されやすいことになる。周知のように、経済モデルの選択は、政策の目標、考慮すべき手段、および利用できる情報によって決定される。ここでは開発政策の一環として考慮されている租税政策の手段の適用可能性を検討するため、政策目標もそれにとまなきびしい限定をうけなければならぬ。すなわち、次節で示されるような単純な経済モデルでは、以上の観点から質的目標は除外され、離陸期における経済成長と租税政策との関連が、一定の量的目標の追求という点にしばられざるをえないのである。

注(一) H. B. Chenery, *Development Policy and Programmes, Economic Bulletin for Latin America*, March 1958. チェネリーの定義した開発政策の理論は、かれ自身が明言しているように、「経済政策にかんするティンバーゲンの先駆的業績から導きだされたもの」であり、小論においてもティンバーゲンを基点として展開された分析の論理構造にしたがうこととする。たとえば、K. A. Fox, J. K. Sengupta, E. Thorbecke, *The Theory of Quantitative Economic Policy, with Applications to Economic Growth and Stabilization*, 1966. を参照された。

(二) H. Myint, *The Economics of the Developing Countries*, 1965, p. 181-2. [邦訳 p. 186-8]. 「開発理論も開発政策も、つまるところ、困難な選択の問題に真正面から立ち向かうということに帰着する」というミントの結論は、開発理論や政策に関心あるひとびとの共感をうるであろう。しかし、それは結論ではなくてむしろ出発点として受けとめるべきであると考えたい。かれの例挙げた五つの選択は、それぞれ関連をもった別箇の主題を構成すると考えるからである。

(三) W. W. Rostow, *The Stages of Economic Growth, A Non-Communist Manifesto* 1960, p. 40. [邦訳 p. 55] なお、発展段階分析 (Development stage analysis) に対する批判として、段階理論があらゆる国の経済発展の過程が多かれ少なかれ同一であると主張することが難しいこと、また各段階が順序をもって現われ跳び越しがたいとする主張が容認できないことをもって、たとえば局面分析 (Phase analysis) により代置しようとする試みがある。ここでは、どちらの分析も「経済発展法則」を公式化しようとする企図をもたない分析手法であるとみなし、その優位性について立ち入ることはしない。

## 二、課税による開発資金の調達——モデル分析

離陸期においては、一定の貯蓄率と投資率が開発の必要条件として要請され、成長の鍵とみなされている。政府部門と民間部門とを問わず、開発資金の調達ないしは増大策がつけねに開発の焦点となるが、ここでは政府部門の開発資金調達——とりわけ課税にしばって問題を整理してゆくことにする<sup>(1)</sup>。

課税がとくに選ばれた理由は、端的にいえば、その重要性が広く認識されていることによる。たとえば、一九五四年九月にバンコックで開催されたエカフェ開発資本調達第一回専門会議ではつぎのように決議された。(1) 各国とも租税制度を経済開発政策と結びつける考慮がたりない。(2) 経済発展に必要な資本の所要額からみて、一般に国民所得にたいする租税負担率が低すぎる。(3) アジアにおいては、一般に土地および農業にたいする課税が低すぎる。(4) 所得課税については、現在の税率を高めることによって徴税効率を向上させることが必要である。(5) 各国政府はこの際、租税制度に全面的検討を加えるべきである。以上の決議内容が現在もすべて妥当するとは主張できないであろう。しかしそのすべてを棄却することもできない。とりわけ離陸期における政府部門の役割を、民間部門における近代的部門(とくにロストウの指摘した製造業部門)と並んで、強力な主導部門として認めるならば、政府部門のインフレーターとしての役割を支える開発資金の調達方式——とりわけその重要な手段である課税は、むしろ積極的に再検討されるべきである。

はじめに経済成長と財政政策との関連を単純なモデルで明示しておこう。分析の中心は成長促進のための課税の役割におかれ、利用されるモデルはハロッド・ドーマー型の成長モデルである<sup>(2)</sup>。

ハロッド・ドーマー・モデルに財政変数を導入するばあい、通常は政府部門と民間部門の二部門に分割されるが、ここでは民間部門をさらに近代的部門と在来的部門の二部門に分割しよう。近代的部門と呼ばれる部門はさきにも触れたように、製造業部門を中心とした経済の主導部門であって、主として輸入された技術、機械、工場、株式会社組織などをその内容としている。これにたいし在来的部門とは、主として前近代的な技術や生産組織をそのまま維持することが多い部門であり、あらゆる観点からみて農業は在来的部門でもっとも重要な地位を占める。以下の分析にかんするかぎり農業部門こそ在来的部門を意味すると考えてよい。

ハロッド・ドーマー・モデルにしたがって、まずつぎのような需要ないし支出面の関数型をきめよう。

$$(1) Y_t^e = C_t + I_t + G_t$$

$$(2) C_t = (1 - s^e)(Y_t^e - T_t^e) + (1 - s^e)(Y_{t-1}^e - T_{t-1}^e)$$

$$(3) I_t = k(Y_{t-1}^e - T_{t-1}^e)$$

(1)式はt期の所得水準が、消費(C<sub>t</sub>)、投資(I<sub>t</sub>)および政府の財・用役購入(G<sub>t</sub>)をふくむ同期の支出にひとしいことを示す(封鎖体系を仮定)。(2)式では、消費支出は在来的部門と近代的部門のそれぞれの可処分所得の消費性向に依存すると仮定されている。s<sup>e</sup>、Y<sub>t</sub><sup>e</sup>、T<sub>t</sub><sup>e</sup>はそれぞれ在来的部門の貯蓄性向、t期の所得および税額をあらわし、s<sup>e</sup>、Y<sub>t</sub><sup>e</sup>、T<sub>t</sub><sup>e</sup>は近代的部門でのそれぞれに対応するものである。(3)式は投資関数を特定化し、近代的部門に主導部門としての役割をあたえたものである。同様にして租税、各部門別所得、政府支出にかんしてつぎのような関係式を定義しよう。

$$(4) T_t^e = t^e Y_t^e$$

$$(5) T_t^e = t^e Y_t^e$$

$$(6) Y_t^e = (1 - \beta) Y_t^e$$

$$(7) Y_t^e = \beta Y_t^e$$

$$(8) G_t = g Y_t^e$$

ここでβとgは在来的部門と近代的部門に適用される税率である。またβは近代的部門にむけられる所得の比率であり、(1-β)は在来的部門にむけられる比率である。gは国民所得に占める政府支出(財・用役購入)の比率(政府支出率)をあらわす。この体系から、マズグレイヴにならって、所得成長率ないし支出成長率(R<sup>e</sup>)とよばれるものを導きだせば次式がえられる。

$$(9) R^e = \frac{Y_t^e - Y_{t-1}^e}{Y_{t-1}^e} = \frac{b^e - s^e(1-\beta) - s^e\beta - t^e(1-\beta)(1-s^e) - t^e\beta(b+1-s^e) + g}{s^e(1-\beta) + s^e\beta + t^e(1-\beta)(1-s^e) + t^e\beta(1-s^e) - g}$$

財政政策の側からこの支出成長率に影響をあたえる政策手段は、在来的部門にたいする税率(t<sup>e</sup>)と近代的部門にたいする税率(s<sup>e</sup>)および政府支出率(g)の三つである。よって(9)式をこれらについて偏微分すると、財政政策手段の変化がもたらす効果が次の諸式によってあたえられる。

$$(10) \frac{\partial R^e}{\partial t^e} = \frac{-\beta b(1-s^e)(1-t^e)(1-\beta)}{[s^e(1-\beta) + s^e\beta + t^e(1-\beta)(1-s^e) + t^e\beta(1-s^e) - g]^2} < 0$$

$$(11) \frac{\partial R^e}{\partial s^e} = \frac{-\beta b[(1-g) - (1-s^e)(1-t^e)(1-\beta)]}{[s^e(1-\beta) + s^e\beta + t^e(1-\beta)(1-s^e) + t^e\beta(1-s^e) - g]^2} < 0$$

$$(12) \frac{\partial R^e}{\partial g} = \frac{\beta b(1-t^e)}{[s^e(1-\beta) + s^e\beta + t^e(1-\beta)(1-s^e) + t^e\beta(1-s^e) - g]^2} > 0$$

すなわち、在来的部門にたいする税率および近代的部門にたいする税率の引上げはともに支出成長率を低下させるが、政府支出率の引上げは逆にこれを高めることになる。これらの点は、財政をふくんだ短期の所得決定モデルによる分析の結果

と比較すれば容易に了解されるとおりである。

しかしわれわれの関心は、各種の支出関数によって決定される現実の支出成長率そのものではなく、むしろ現実の支出成長率を財政パラメーターによって操作しようとするの均衡成長率でなければならぬ。そのため通常導入されるのが完全利用成長率である。これは周知のとおり、安定価格において成長してゆく生産能力所得の水準を確保するという考え方にもとづき、インフレーションおよびデフレーションをとまわずに資源の完全利用を維持してゆくために必要な成長率として定義される。完全利用成長率を導出するため、つぎに新しい方程式を加える。

$$(13) \Delta Y_t^c = \sigma(L_{t-1} + \gamma G_{t-1})$$

この式の $\sigma$ は、資本ストックの増加額にたいする生産能力所得の増加額の比率であり、一般に産出係数ないしは投資の生産効率と呼ばれているものである。係数 $\gamma$ は、生産能力を増加させる投資にむけられる政府支出 $G$ の比率(政府投資率)である。ここでは問題を単純化するため、政府投資と民間投資はともに同一の産出係数 $\sigma$ が適用されるものと仮定しよう。この仮定はわれわれの結論には直接影響するところがない。さらに消費関数は、(4)、(5)式を(2)式に代入して次のごとく新しく書きかえたほうがよいであろう。

$$(14) C_t = (1 - s^c)(1 - f^c)(1 - \beta)Y_t^c + (1 - s^c)(1 - f^c)\beta Y_t^c$$

われわれが求めようとする完全利用成長率は、労働供給面にボトル・ネックが存在しないかぎり、経済が長期的に維持することができる最大成長率を意味している。すなわち、ドーマーが指摘した投資の二重性を考慮すれば、資源が完全利用されるバランスのとれた成長経済のもとでは、支出面から決定される所得変化( $\Delta Y_t^c$ )は、生産能力面から決定される所得変化( $\Delta Y_t^c$ )とひとしくならねばならない。したがって、資源の完全利用にとって必要とされる所得増加額を $\Delta Y_t^c$ とすれば、経済の均衡成長を達成するためには次のごとき条件が満たされねばならない。

$$(15) \Delta Y_t^c = \Delta Y_t^r = \Delta Y_t^s$$

いま完全利用成長率を $R^c$ とすれば、(2)式と(9)~(12)式をのぞいて、(1)式から(5)式までの方程式体系から、 $R^c$ はつぎのごとくあらわされる。

$$(16) R^c = \frac{Y_t^r - Y_{t-1}^r}{Y_{t-1}^r} = \sigma[f^c(1 - s^c)(1 - \beta) + s^c(1 - \beta) + f^g\beta(1 - s^g) + \beta s^s - g(1 - \gamma)]$$

われわれのモデルにふくまれている財政政策手段としては、政府支出率 $g$ 、在来的部門にたいする税率 $\tau$ 、近代的部門にたいする税率 $\tau^g$ 、政府投資率 $\gamma$ がある。これらの政策手段の変化が完全利用成長率におよぼす効果をみるため、それぞれを偏微分してみるとつぎの諸式がえられる。

$$(17) \frac{\partial R^c}{\partial s^c} = \sigma(1 - s^c)(1 - \beta) > 0$$

$$(18) \frac{\partial R^c}{\partial f^g} = \sigma\beta(1 - s^g) > 0$$

$$(19) \frac{\partial R^c}{\partial g} = -\sigma(1 - \gamma) < 0$$

$$(20) \frac{\partial R^c}{\partial \gamma} = \sigma g > 0$$

上式からあきらかなように、両部門にたいする税率の変化と政府投資率の変化は、いずれも完全利用成長率と同方向に変化せしめる。これにたいし、政府支出率の変化は逆方向に作用する。

完全利用成長率にたいする財政手段のこのような効果をみると、それらが支出成長率にたいする効果と逆方向に働くということは、さきの(10)、(11)、(12)式と比較すればあきらかである。とくにここでは、在来的部門と近代的部門にたいする税率



は、完全利用成長率と同方向に変化するが、支出成長率とは逆方向に変化することに注目しなければならない。たとえば、いま、支出成長率が完全利用成長率を上廻る潜在的インフレーションを想定してみよう。支出成長率は、いずれか（または両方）の税率引上げにより低下するであろう。逆に完全利用成長率は高められるであろう。したがって二つの成長率は両方の側から歩みよることになるが、しかし均衡成長が回復される水準は、二つの成長率が税率引上げにより調整される程度に依存するであろう。

いまかりに、部門別の所得構成比が在来的部門と近代的部門と丁度あいひとしい(1)であるような経済を考えてみよう。したがって、 $\alpha = 1$ である。また両部門の所得における消費性向もあいひとしいと仮定してみよう。すなわち、 $\beta = 1$ である。この二つの仮定のもとでは、(7)式と(8)式により、在来的部門と近代的部門とにたいする税率の引上げは、ともにひとしく完全利用成長率を高めるであろう。けれども、(9)式および(11)式からみれば、支出成長率がひとしく低められるためには、次のような条件が満たされることが必要である。

$$(9) \quad (1-g) = 2(1-s^a)(1-t^a)(1-b)$$

したがって、もし左辺の(1-g)が右辺の $2(1-s^a)(1-t^a)(1-b)$ よりも高い値を示すならば、支出成長率の低下は在来的部門にたいする税率が引上げられたほうが小となる。すなわち、均衡成長率は在来的部門にたいする税率引上げにより、より高い水準において回復が達成されるのである。

ここで後進諸国の両部門における所得構成比を考えてみよう。いうまでもなく在来的部門の所得は、近代的部門の所得より一層大きな比率を占めるであろう。すなわち、 $\beta > 1$ である。この仮定のもとでは、 $(1-s) > (1-s^a)$ というさきの仮定をそのままにしても、在来的部門にたいする税率の引上げは、近代的部門にたいする税率の引上げよりも、完全利用成長率を高めることはあきらかである。この帰結は、 $(1-s) > (1-s^a)$ というより、現実的な仮定のもとでは、いっそう強化されるであらう。

すなわち、後進諸国において、離陸にともないより高い成長率のもとで均衡成長を回復しなければならないばあ、租税政策の方向として、近代的部門にたいする税率引上げよりも、在来的部門にたいする税率引上げにより、経済はより高い水準での均衡成長を達成することができると結論してよいのである。

注(1) 開発資金の調達方式としては、(1) 民間退職資金の活用、(2) 貯蓄機関の整備、(3) 税制の改正、(4) 遊休労働力の動員、(5) インフレーションの適度の利用、といった方式が考えられる。しかし特定の政策手段と結びつけるならば、政府開発資金の国内調達手段として、大別して次の六手段が考えられる。(1) 租税、(2) 民間からの借入(公債発行をふくむ)、(3) 通貨発行量の増大、(4) 国営事業の収益増大、(5) 政府消費支出の削減、(6) 貿易の増大、ただしここでは、各手段の優位性の検討は除外し、租税のみに限定した。

(2) ハロッド・ドーマー・モデルに財政を導入した分析は、ガリー(J.C. Gurley)・スミス(W.L. Smith)・ブーコック(A.T. Peacock)ほかいくつもあるが、ここでは主としてマズグリフツ(R.A. Musgrave)とクリハラ(K.K. Kurihara)の手法がとられた。R.A. Musgrave, *The Theory of Public Finance*, 1959. [邦訳第三分冊]をよるK.K. Kurihara, *The Keynesian Theory of Economic Development*, 1959. [邦訳第九章]を参照。

### 三、離陸期の財政構造——明治期のパターン

本節では、前節でえられた結論を若干パラフレイズしてみよう。例証のための素材は、わが国の離陸期に相当する明治期の経済成長と収入構造のパターンである。しかしそのまえに、明治期における政府活動(経費構造)の諸特徴についてふれておかねばならない。

周知のように、明治期における政府は偉大な革新者でありかつ産業の先駆者でもあった。われわれの課題との関連でその役割を特徴づけるならば、つぎのような四点に要約されるであろう。<sup>(1)</sup>

- (1) 経済発展のための基礎構築　この内容は第一に、対外的および対内的な政治的統一と社会的秩序の保証であり、それ

は健全な経済活動の基盤を提供することであった。第二は、旧来の封建制度の撤廃(交通制限の撤廃、商品流通の地域的拘束の除去等)による全国的な商品生産・流通体制の整備である。これは土地にかんする身分的関係の解体もふくみ、秩禄処分費の負担は膨大な経費支出を必要とした。第三は、運輸・通信などの産業基盤の建設と整備、貨幣金融制度の設立、新教育制度の確立等である。これらはいわゆる殖産興業政策とよばれるものであり、いずれも経費の膨脹要因となっていた。

第1表 一般会計歳出目的別分類 (明治12年~43年)

項目	年度						
	明治12年	23	28	33	38	43	
一般行政費	24.9	19.5	22.3	9.6	8.9	7.8	
地方財政費	—	—	—	0.2	0	0	
軍事事務費	18.0	31.5	27.8	45.6	63.3	34.5	
国土保全費	5.6	2.4	2.1	1.1	0.2	1.5	
産業経費	5.0	10.3	10.7	20.7	10.7	12.1	
教育文化費	2.1	1.5	1.4	2.0	1.4	1.6	
社会保障費	0	0	0.5	0.2	0.2	0.3	
債備費	1.0	0.9	1.7	1.5	2.6	5.0	
国子予	36.1	24.7	28.7	11.9	12.4	30.2	
その他	—	—	—	—	—	—	
計	7.4	9.0	4.7	7.3	0.2	7.1	
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

資料 経済審議会「日本経済の長期展望」昭和35年。

第2表 産業補助金の構成 (明治13年~昭和15年)

年度	項目						
	農林水産	建設	鉱工業	電気・水道	運輸通信	その他	計
明治13年	—	71.8	—	—	12.2	16.0	100.0
18	0.8	55.8	—	—	30.6	12.8	100.0
23	2.7	43.9	—	—	50.2	3.2	100.0
28	1.4	61.6	—	—	35.9	1.1	100.0
33	4.6	2.0	—	2.7	83.4	7.4	100.0
38	4.0	2.3	0.0	0.1	52.3	41.3	100.0
43	4.2	—	—	—	92.7	3.1	100.0
大正4年	14.3	2.1	2.5	—	80.0	1.1	100.0
昭和5年	28.9	36.7	6.0	2.0	17.5	8.9	100.0
15年	58.4	4.9	18.0	3.7	5.3	9.4	100.0

資料 江見康一・塩野谷裕一「長期経済統計7 財政支出」昭和41年。

た。

(2) 政府企業の設立 明治政府の設立したいわゆる官営企業はきわめて多方面にわたり、いずれも財政投資支出の規模を拡大せしめた。政府企業の性格は種々の側面をもっていたが、整理すればつぎの五つにわけることができる。(a) 陸海軍工廠のごとく軍事的性格をもつ企業。(b) 鉄道・通信のごとく社会的間接資本の役割を担う企業。(c) 造幣・鉱山のように政府の財政的理由にもとづく企業。(d) 紡績・製糸・セメント・農業の分野における企業。これは西欧の先進技術の導入を目的とし、これにより国産振興と輸入の低減を意図している。(e) 北海道開発、これは低開発地域の振興策として経費面ではかなりのウェイトをもっていた。

(3) 政府企業の民間への移植 明治政府の経済政策が官業中心から民間企業の直接的保護政策に移行するとともに、いわゆる官業の払下げがおこなわれた。官業の重点が軍事的部門に転移し、さらに財政緊縮と民間企業との競争排除の方針が払下げの盛行に拍車をかけることとなった。

(4) 民間企業への投融資 財政資金はさらに、補助金、出資金、貸付金などの形で民間企業に投融資された。補助金は、たとえば三菱会社、日本鉄道会社にたいする助成金という形をとった。また貸付金、出資金はその基金として太政官札、準備金、起業基金という形をとったが、なかでも準備金は「勸業資本貸」とよばれるもので運用され、貸付範囲もひろくおよび、たとえば直輸入・直輸出の振興に役だつところ大であったと評価されている。第一表と第二表は、明治政府がとった殖産興業政策が、財政支出面での程度まで実質的な裏づけを与えられているかを物語っているものである。

明治期の財政政策が、たとえば運輸・通信施設の近代化、教育の普及および繊維工業や少数の重工業における機械化などの面でめざましい成果をあげたことは疑いない。当時のような低生産性水準の後進国にあって、明治政府が経済の発展と近代化のために先導者として働いたことは認められよう。すくなくとも先導者としての政府が、さきに述べた growth minded 資源転換の租税政策



第3表 明治12~44年における中央・地方政府総合財政収入(百万円)

1) 5ヶ年平均	地 租	2) その他税 の接	3) 物 品 税	事 業 税	そ の 他 税 の 接	非 租 税 入	合 計
明治12~16年	60.7	8.0	17.1	2.7	0.7	5.1	94.6
17~21年	57.4	9.6	20.7	3.8	0.1	8.3	100.1
22~26年	53.4	12.1	27.5	4.3	0.4	18.7	116.5
27~31年	59.2	20.2	38.2	9.0	2.3	40.8	169.9
32~36年	84.9	50.1	76.5	18.4	6.1	86.2	322.1
37~41年	114.7	86.2	140.9	36.9	8.5	231.0	618.4
42~44年	126.2	127.8	185.1	49.5	6.9	338.0	841.9
12~44年(年平均)	79.5	44.8	72.2	17.8	3.5	104.0	323.4

資料 ハリー・T・オオシマ「明治の財政政策と農業の発展」。

- 注 1) 明治42~44年は3ヶ年平均。  
 2) 個人所得税, 住民税, 法人所得税, 相続税, 家屋税をふくむ。  
 3) 酒, タバコ, しょう油, 薬品, 秤衡器, 砂糖, 衣類, 飲料, 各種税および通行, 関税をふくむ。

第4表 租税および印紙収入の構成比(明治13年~大正13年)

年 度	項 目	明 治 年	18	23	28	33	38	43	大 正 年	13
		13	年	年	年	年	年	年	6	年
地 所 法 営 相 酒 砂 織 関 印 専 所	租 税	76.7	81.9	60.6	51.8	30.5	25.5	18.8	13.1	6.4
	人 得 税	—	—	1.7	2.0	4.1	7.4	7.8	16.9	18.6
	業 税	—	—	—	—	1.5	2.5	1.9	10.6	5.9
	統 税	—	—	—	—	3.9	6.0	6.3	4.7	5.5
	酒 税	—	—	—	—	—	0.2	0.8	0.8	1.3
	相 酒 税	10.0	2.0	21.0	23.8	32.8	18.8	21.3	19.0	19.6
	砂 糖 消 費 税	—	—	—	—	—	3.6	4.4	5.3	7.1
	織 物 消 費 税	—	—	—	—	—	1.7	4.5	3.4	5.7
	関 紙 取 入 金	4.9	4.1	6.6	9.1	11.1	11.7	9.8	8.1	10.6
	印 紙 取 入 金	—	—	—	—	8.0	9.6	6.7	9.4	8.2
	専 所 の 他	0.5	1.7	2.7	3.7	4.7	10.7	15.3	13.8	13.1
計	7.9	10.3	7.4	9.6	0.4	0.3	0.4	—	—	
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料 鈴木武雄「財政史」付録財政重要統計表 昭和37年。

な目標をかかげ、そのための政策手段の選択もほぼ一義的に決定されたとみてよいであろう。社会保障費、年金および教育文化費の占めるウェイトは僅小であり、経済的平等よりも成長促進が選ばれたことは明白である。産業経済費の比重の増大は、離陸期におかれた政府が、伝統的な価値および生活様式よりも、物質的な所得を高め成長率を引き上げることを選択が傾むいたことの証左であろう。

しかし予算のなかで、かなりのウェイトを占める軍事費は例外である。われわれは、ここから今日の開発政策についてならの積極的教訓もひきだすことができない。かりに軍事産業が、近代的技术と知識を導入するチャネルとして重要な役割を果たしたとしても、政府の投融資は今日の平和産業について同様の効果を期待できるであろう。また総需要におよぼす効果についても、むしろ明治期の持続的なインフレ傾向は主として巨額の軍事支出に負うものであり、適度の有効需要を創出する手段としては不適格である。事実、明治期全般をつうじて、軍事支出は短期的な経済の安定性を攪乱したばかりでなく、長期的な成長をかなり阻害したとみてよい。後述するように、この点は地租重課との関連で注目すべきである。

しかし、われわれの直接の課題は、以上のような膨大な資金需要を抱えた明治政府が、それに対応してどのような資金調達方式をとったかにある。もちろん経済成長とともに資金調達のパターンは変遷を重ねていくが、そこにわが国特有の方式をみつけたことができるとはならない。それはおそらく「過去からの教訓」として、今日の開発政策になんらかの示唆を与えるであろう。

収入面については、第三表と第四表が参考となる。まず財政収入を中央・地方の総合でとらえた第三表でみると、各収入項目の絶対額はいずれもほぼ着実に増大していることがわかる。もちろん収入項目の所得弾性値がそれぞれ異なるため、伸び率はかなりの格差を示している。とくに租税収入についてみると、第四表の示すごとく、それぞれの税目が租税の所得弾力性の格差に応じて、税収入総額に占めるウェイトが一律に減退を重ねたり、またほぼコンスタントを保ったり、または着

実に増大を重ねている。

なかでも最も顕著なコントラストを示しているものは、減退の一途をたどる地租と着増を重ねる所得税である。後述するように、地租は明治六年に地租改正条令が公布される以前においても以後においても、明治財政を支える根幹となった税目である。しかし、明治期における離陸が、第二次・第三次産業の生産力の増大という形で成功を収めるとともに、税収入が地租に依存する度合は急速に低下し、負担もしだいに軽減されるにいたった。それに代って、明治二〇年に創設された所得税は、第一種(法人)、第二種(資本利子)、第三種(個人)の三種にわかれ、明治三十一年にいたって第二種、第三種が課税されることとなった事情もあるが、税収入中の比重が増大して、大正六年には地租を凌駕するにいたった。興味ある事実は、この地租と所得税との逆転の時点が、まさにロストウの指摘した日本の離陸期の完了の時点とほぼ一致することである。近代的税制の確立が「成熟への前進期」を意味する一つの指標とれば別であるが、これはむしろ偶然の一致と考えられるべきであろう。

ここでわれわれが想起するのは、グードの指摘した「後進諸国において所得税利用に成功する条件<sup>(2)</sup>」である。かれは所得税が最良の近代的租税とされているにもかかわらず、後進諸国において所得税収入が低位にある理由として、(1) 低所得水準、(2) 間接税の補完的役割、(3) 徴税機構の未整備の三点をあげた。そして、所得税利用に成功する条件として、(1) 支配的な貨幣経済の存在、(2) 納税者の教育度の向上、(3) 会計・記録の信頼しうる整備、(4) 納税者側の納税にたいする責任感、(5) 富者の政治的発言力が後進諸国で強力なため、累進税制が実現しにくいゆえ、そのような発言力の排除、(6) 公正かつ効率的な徴税機構の確立。以上の六点が指摘された。

このような指摘に照らしてわが国所得税創設の経緯をみると、その目的は基本的には海軍費を中心とした経費増大に応ずるための収入目的と同時に、非農業部門の発展に応じた税制の近代化を意図したものであることは明白である。いわば離陸

が進行する中途の時点でとられた緊急措置であるため、所得税構造自体は不完全な形で出発せざるをえなかった。その証左として、たとえば、納税者の個人的事情の考慮(扶養控除等)に欠け、勤労所得控除もなく、また税率も最低一%から最高三%にいたる比例税率であり、さらに建前として申告納税方式をとっているが、実質的には所得税調査委員会をつうずる所得調査が行われるような賦課課税方式が採用されていた。当時の蔵相松方正義は、「所得税法之議」の末尾で、「一ハ以テ国庫ノ収入ヲ増シテ前記ノ経費ヲ補充シ、一ハ以テ税法改良ノ目的ヲ漸行セント欲スルナリ」と所得税の目的を明らかにした。しかし、かれの主目的であった海軍費の補充にとって、所得税収入はあまりにも僅小であり挫折に終ったと判定せざるをえない。むしろかれが、副次的目的とした税制の近代化の面で重要な礎石が築かれた点をわれわれは積極的に評価すべきであろう。免税点三〇〇円は、創設当時の所得税納税人員の全人口に対する比率が〇・三% (約二万人) をカバーするといわれていることを考慮すれば、グードの指摘した条件が満たされる最小範囲から、わが国の所得税制は創設に着手され成功への道を拓いたと判断してよいであろう。

注(1) 藤田武夫「日本資本主義と財政」上・昭和二四年、鈴木武雄「財政史」昭和三七年、高橋誠「明治財政史研究」昭和三九年参照。

(2) R. Goode, *Reconstruction of Foreign Tax Systems, in Readings on Taxation in Developing Countries*, ed. by R. Bird & O. Oldman, 1964. 参照。

(3) 井手文雄「要説近代日本税制史」昭和三〇年、参照。

#### 四、わが国の地租——一つの評価

近年、海外においてわが国の経済発展に果たした地租の役割について注目されることが多くなった。その理由は、後進諸国における富が主として農地であり、地租が徴税しやすく脱税しがたい租税であるにもかかわらず、経済発展の楨杆として充

分に利用されていない現状に基づいている。一般に後進諸国の租税収入は、所得税、地租をふくむ直接税よりも、関税、輸出入税、消費税をふくむ間接税の比重が高い。このような特徴は、後進諸国の所得水準が低ければ低いだけ明確にあらわれてきている。

わが国の地租の歴史に注目が集まった主たる理由は、今日の後進諸国と異なり、離陸にあたってはもっぱら農業(在来的)部門に重課し、しかも農業の健全な成長を妨げることがなかったと信じられていることによる。たとえば国連食糧農業機構(FAO)の報告書では、明治の教訓として、「(1) 離陸期にあたって農業が経済発展のための資金を提供すべきである、(2) 各国は独自の農業機構を固めねばならず、それにより経済発展のための余剰をつくりだすことが可能となる。」<sup>(1)</sup>としている。しかし、FAOの見解に賛同せず反論を加えるものもある。<sup>(2)</sup>ここでは、これまでの議論を前提にして、わが国地租の意義を簡単にスケッチし、ありうべきいま一つの見解を提出することにしよう。

まず明治六年におけるわが国地租改正の特質を、経済発展の見地からまとめる必要がある。なぜなら地租の果した役割は、離陸期における単なる収入目的の充足ばかりではないからである。ある場合には、地租改正の副次的効果に一層の注目を払うべき必要さえある。その特質を要約すればつぎのとおりとなる。

(1) 課税標準 幕末期の封建的税制では、旧地租の標準は収穫高であったが、改正により地価に応じて課税されることとなった。この地価の算出は、田地一段歩の収穫を見積り、収益価格としての地価に還元するという方法によった。その結果、旧地租で顕著であった各地域の負担のアンバランスは、新地租において、ほぼ平準化された<sup>(3)</sup>と評価されている。すなわち、地価課税による統一税制の確立である。

(2) 税率 旧地租では五公五民ないし四公六民であり各藩によりさまざまであったが、新地租では全国的に地価の一〇〇分の三の定率とし、豊凶による増減は原則としておこなわないこととした。これにより定額課税のため生産者の意欲を刺

戟したばかりでなく、新政府は恒常的財源を確保することが可能となり、財政制度の安定化がえられることとなった。

(3) 収納物件 従来<sup>(4)</sup>の物納に代って一律に金納とした。この改正は物納のばあいの運送、保管にまつわる諸損失をなくしたばかりでなく、財政収入の貨幣化にもなる貨幣経済の発達を促がし、また貨幣経済の発展に応じて貨幣財政という近代的体制がととのえられることとなった。

(4) 納税義務者 旧地租は直接耕作者に賦課されていたが、改正により地券の交付で確認された地主が納税義務者となった。この改正にあたっては、あらかじめ土地にかんする種々の封建的制限の撤廃(田畑勝手作の許可、田畑永代売買の解禁)および近代的土地所有の法的確認(地主への地券の交付、地券台帳の作製)が実施されていた。いわばわが国では、地租の負担とひきかえに近代的所有権の確認、したがって近代的土地制度の確立がなされたとみてよい。このような土地保有の安全性があつてはじめて、耕作者による長期的な土地改良のための投資が可能となったのである。われわれは地租改正の副次的効果の一つをここにみいだすことができる。

要するに、地租改正の内容は離陸にともなう収入確保に主眼がおかれていたとはいえ、改正により全国的に統一された近代的税制の基礎がはじめて確立された事実を無視することはできない。国家収入の統一と確定があつてこそ、予算制度に基づく近代的な財政運営がはじめて可能となったのである。またその上に立って、明治政府は長期的目標としての経済成長を可能とするための諸条件の整備、すなわち短期的目標を貫徹することができたのである。

さきに第二節で、高い成長率のもとで均衡成長をとげるばあい、租税政策の方向として近代的部門よりも在来的部門にたいする税率引上げが重要な一施策として示唆された。もちろん地租それ自体は、農地税のみでなく宅地課税もふくみ、在来的部門プロパーの課税とはいいがたいが、九六%までは農地税と推定されている。そのかぎりでは、明治期における在来的部門にたいする課税は、離陸にあたって政府が経済成長を軌道に乗せる有効かつ強力な手段として働いたということができ

第5表 土地生産物の分配比率 (政府, 地主, 小作人)

	政府	地主	小作人	合計
封建時代(平均分配率五公五民, 貢租物納)	50%	18%	32%	100%
地租改正の検査例 (明治6年)	34	34	32	100
明治7・8・9年の平均米価による割合	13	55	32	100
明治10年減租および同11年による割合	12	56	32	100
明治11年より20年にいたる10年間の平均米価による割合	11.5	56.5	32.0	100

資料 E. H. ノーマン「日本における近代国家の成立」昭和25年。

地租をつうじて在来的部門から近代的部門への資金供給が、明治期において成功を収めたことはあきらかである。しかしメダルの裏側も見落すことはできない。地租の重税負担、その逆進的性格、金納の要求などは、すべて在来的部門の生産性を阻害したこともあきらかである。小作料は依然として物納、地租は金納という関係は、納税が収穫期におこなわれたため、米価の低落をつうじて零細農民を極度に圧迫し、逆に富裕農民や地主が米価の回復までもちこたえるという形で農村社会をゆさぶっていた。農村はかくて勃興する近代的部門の労働力供給源として変貌を重ねていく。このプロセスは、旧来の「日本資本主義分析」がさまざまな見解を提示しているごとく周知のところである。

ここでは地租が在来部門にもたらした衝撃と波及効果そのものを主題とするものではない。しかし次の二点について触れておくべきであろう。一つは、第五表にみるごとく、明治期の地租負担は封建時代にくらべらるならばなお軽課といえることができる点である。むしろ相対的分前の増大した地主が、明治期の農業発展にあたってどの程度の役割を担ったかが問題とさるべきである。もっとも現在のところ、地主の投資活動を高く評価する論者と低く評価する論者が共存しているのが実情である。ここでは早急な結論をひきだすことは避けたい。いま一つは、日清・日露両戦役において費やされた軍事費がかりに存在しなかったとすれば、地租負担もかなり軽減されたという想

定は成りたちうることである。この想定は、明治期の地租については完全に無意味であるが、今日の後進国の経済発展にとっては貴重な教訓として完全に有意義であろう。ドーアが論じたように、農村の貧困と海外侵略とを結びつけて理解することができるとすれば、かれの主張は明治期の理解のためではないが、やはり地租——農村の貧困——海外侵略という一つの連鎖は断ちきれないとみるべきであろう。<sup>(4)</sup>

すでに述べたように、今日の後進諸国において地租を原動力として離陸を試みようとする国はすくない。いずれも不安定な間接税制に依存して離陸への努力を積み重ねているのである。しかし、わが国の間接税収入(主として酒税、専売益金、関税)が、離陸期の末期になるや地租に代って税制の中心に位置し、「成熟への前進期」に移行していく新たな原動力となつたという経験をかえりみると(第四表)、われわれは今日の後進諸国が地租の高度利用による成長促進をこんごとも考慮すべき余地が充分に残されていると考えたい。<sup>(5)</sup>

- 注(一) FAO, Economic and Social Commission, The Role of Agricultural Land Taxes in Japanese Development, in *Readings on Taxation in Developing Countries*, 1964, p. 449.
- (二) ハリー・T・オオシマ「明治の財政政策と農業の発展」、W・W・ロックウッド、大来訳「日本経済近代化の百年」昭和四一年所収。
- (三) 福島正夫「地租改正の研究」昭和三七年。
- (四) R.P. Dore, Land Reform in Japan, 1959 (並木他訳「日本の農地改革」昭和三六年)。
- (五) 後進諸国と農業課税については、とくに次の書を参考にされた。H.P. Wald ed., *Agricultural Taxation and Economic Development*, 1954.

(追記) 小論は昭和四一年度文部省科学研究補助による「総合研究」II「近代化研究会」の作業過程において開催されたシンポジウム(昭和四一年一月一八―一九日、於箱根花月園)のためのレポートとして提出されたものである。このレポートにもとづく報告にたいし詳細にわたり建設的なコメントの勞をとられた矢内原勝、田村茂両氏、ならびにシンポジウムに出席され、活潑な討議と種々有益な批判を提供された諸氏に厚く感謝いたしたい。なお小論にたいする批判のほとんどすべてが筆者のこんごの研究資源転換の租税政策

究にまつべき別個の論題につながると考えられるため、小論では批判をとりいれ修正することをやめ他日を期することとした。またシンポジウム開催のためのみならず、常日頃いろいろと研究の便宜を寄せられた慶應義塾大学産業研究所の諸兄姉に深く感謝する次第である。

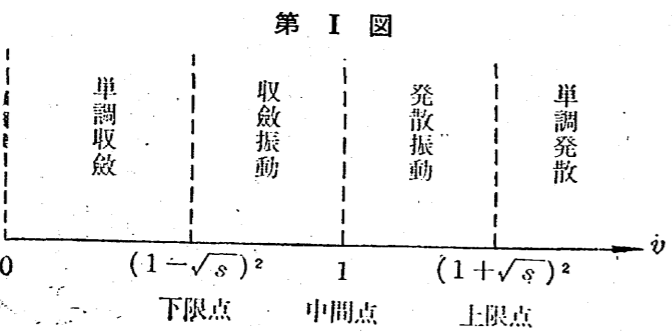
研究ノート

ヒックス『景気循環論』の問題点

市石達郎

一 乗数理論と加速度原理の総合に基づく優れた景気循環理論  
J.R. Hicks, *A Contribution to the Theory of the Trade Cycle*,  
(Oxford: Oxford University Press, 1950) 古谷弘訳『景気循環論』  
(岩波書店)がある。最近、筆者は本書を読み直し、その数学的な取  
り扱いの中に一箇所不適切と思われる点を見出した。ここに記して  
興味ある方の御教示を仰ぎたいと思う。

二 論点を述べる前に、先ず、ヒックス理論の最小限必要な要約  
をしておく。  
産出量(財の総供給量)を $Y$ 、消費量を $C$ 、誘発投資量を $I$ 、独立  
投資量を $A$ で表せば、財の総需要量は $C+I+A$ であり、また添字  
の $n$ で期間を表せば、第 $n$ 期に於ける財市場の均衡条件は  
(1)  $Y_n = C_n + I_n + A_n$   
である。これに乗数理論  
(2)  $C_n = (1-s) \cdot Y_{n-1}$ ,  $0 < s < 1$   
及び加速度原理



(3)  $I_n = v \cdot (Y_{n-1} - Y_{n-2})$ ,  $v > 0$

を代入することにより、「基礎的方程式」  
(4)  $Y_n - (1-s+v) \cdot Y_{n-1} + v \cdot Y_{n-2} = A_n$   
を得る。

ここで $A$ が時間を通じて一定の場合には、定差方程式(4)の特解(均衡産出量)は定数 $E_n = A/s$ で表され、 $E_n$ からの絶対的乖離 $y_n$ については  
(5)  $y_n - (1-s+v)y_{n-1} + vy_{n-2} = 0$   
の式が成立する。その一般解は、 $v$ の値に従い、第1図のように図式的に要約される。この図式を基準とし、且つ「上昇限界線」(「天井」)の存在、加速度原理の非対称性(「床」)等の要因を考

ヒックス『景気循環論』の問題点